

# 調査・研修等計画届出書

令和 3年 8月 2日

瀬戸市議会議長 様

議員名 新井 亜由美 ~~印~~

政務活動 として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

## 記

期 日	令和 3年 8月 3日から 8月 3日まで (0泊1日)	
調査先・研修名	多摩研 第43回 議員の学校 デジタルトランスフォーメーション (DX) と地方自治	
会場名 (会場所在地)	オンライン (Zoom)	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	2021年5月に、デジタル改革関連法が制定され、個人情報保護を民間企業にとって使い勝手の良いものとするため、事務が国に一元化されていく。瀬戸市でも計画が立てられ、DX化が一部始まっている。 DXにおける、個人情報保護、住民の基本的な権利はどう保障されるのか。また、それは本当に住民の利益となるのか、デジタルトランスフォーメーションについて学び、本市でのデジタル社会の在り方を考えていきたい。	
議長名の依頼	不要	依頼先 (名称)
同行者名		

※行程表を添付してください。

## 議員の学校

オンライン  
(Zoom)

8/3(火)・4(水)

## ◆集中講義

デジタルトランスフォーメーション(DX)と地方自治  
～情報主権を奪われないために

## ◆シリーズ講義①

保健医療、生活の貧困化と福祉、追い込まれた学校・社会教育…  
—いま、直面する課題に地方議会はどう向き合うのか

## ◆実践報告と提言

私がみてきた地方議会、  
私が考えるこれからの地方議会のあり方

多摩研・創立50周年

## 「議員の学校」は、新しいステージに立ちます

1971年に創立された多摩住民自治研究所—多摩研は、創立50周年を迎えました。多摩研は、「営利を目的にしない市民自治の法人」として、日本国憲法に基づく地方自治の構築を基本に、100周年に向かって新たなステージに立つこととなります。

そこで、43回目を迎える議員の学校では、参加者全員と共につくる学校として、次の3本の柱を立てて新しいステップを踏み出すことにいたしました。

## I 直面する課題の解決への民主的・科学的・実践的な展望をひらく

住民と自治体と議会が直面する課題について、基本から解決への道を提言します。講師には、それぞれの分野の第一線の研究者・実践者の登場を実現していきます。参加者の要望に応えつつ、必要な資料の提供に積極的にとりくみます。

## II 住民と共に歩む地方議会を目標として、理論と実践的経験から深く学び合う

「ジェンダー平等」など、地方議会も新たな段階に入りました。「講義」で日本国憲法に基づく民主的な議会への理論を確かなものとし、「議員経験者の報告・提言」から、失敗や成果・到達点を学び合い、さらに全員参加のグループワークで率直に討論し、学びを深めます。

## III これまで確立してきた原則を守り、さらに発展させていきます。

- ◇性別・年齢・議員としての経歴に関係なく、個人と政党内のちがいを認め合い、対等に楽しく学び合います。
- ◇参加者の要望・意見・提言による学校運営につとめます。

NPO法人

多摩住民自治研究所

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp  
URL ● http://www.tamaken.org/

TEL 042-586-7651

新人議員・もつと学びたい！カ！地方自治についての課題を！本から実践まで、丸ごと学べる2日間！  
コロナ後の地方自治体をどうする!?  
デジタル改革関連法と地方自治・地方議会のこれから



# 議員の学校

コロナ後の地方自治体をどうする!?  
デジタル改革関連法と地方自治・地方議会のこれから

2021 8/3(火)・4(水) 1日目 8月3日(火) 13:00~17:25

◆開会のあいさつ 13:00~13:10

◆集中講義 13:10~15:10 (講義100分・質疑応答20分)

都道府県・政令市議会議員：10,000円  
その他：7,000円

## デジタルトランスフォーメーション(DX)と地方自治 ～情報主権を奪われないために

講師：白藤 博行氏 (専修大学教授)

2021年5月に、デジタル庁設置法をはじめとするデジタル改革関連法が制定されました。「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」とともに、地方自治に壊滅的な影響を与える内容となっています。国民・住民の基本的な権利の保障などは無視した、国の統治と地方自治のあり方をデジタル化によって徹底的に転形(トランスフォーメーション)する内容です。たとえば個人情報保護を民間企業にとって使い勝手がよいものとするため、個人情報保護の条例規制は邪魔者扱いされ、その事務は国に一元化されます。マイナンバー制度の最大限の「活用」はもちろんです。すべての施策が国と自治体の情報システムの共同化または集約化を不可欠とする「デジタル社会」の形成を目的とするものになっています。さあ、人権保障、民主主義・地方自治を守り育てるために、情報主権・デジタル主権のあり方をみんなで考えてみましょう。



◆白藤 博行 (しらふじ・ひろゆき)

■1952年、三重県生まれ。名古屋大学法学研究科博士課程単位取得満期退学。札幌学院大学助教授を経て、現職。専門は、行政法、地方自治法、警察法。一貫して憲法が保障する地方自治の実現の立場に立って、積極的な発言と行動。  
■単著・共著 『転形期における行政と法の支配の省察』(2021年、法律文化社)、『「公共私」・「広域」の連携と自治の課題』(2021年、自治体研究社)、『デジタル化でどうなる暮らしと地方自治』(2021年、自治体研究社)、『官僚制改革の行政法理論』(2020年、日本評論社)、『地方自治法と住民 判例と政策』(2020年、法律文化社)、『「自治体戦略2040構想」と地方自治』(2019年、自治体研究社)、『地方自治法への招待』(2017年自治体研究社)、『現代行政法の基礎理論』(2016年、日本評論社)、『新しい時代の地方自治像の探究』(2013年、自治体研究社)、『行政法の原理と展開』(2012年、法律文化社)、『3・11と憲法』(2012年、日本評論社)、『新基本法コンメンタール 地方自治法』(2011年、日本評論社)他多数。

◆実践報告と提言 15:25~17:25 (講義100分・質疑応答20分)

都道府県・政令市議会議員：10,000円  
その他：7,000円

## 私がみてきた地方議会、 私が考えるこれからの地方議会のあり方

講師：岩永 ひさか氏 (多摩市議会議員)

◆岩永 ひさか (いわなが・ひさか)

■1977年兵庫県生まれ。中央大学法学部卒業後、中小企業金融公庫に勤務。2002年4月の多摩市議会議員補欠選挙で当選、以降6回連続当選(2021年で20年目)。2017年~2019年 多摩市議会議員。明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科修了(2006年)。



2日目 8月4日(水) 10:00~16:50

◆シリーズ講義<1> 10:00~12:00 (講義100分・質疑応答20分)

都道府県・政令市議会議員：10,000円  
その他：7,000円

## 保健医療、生活の貧困化と福祉、追い込まれた学校・社会教育… —いま、直面する課題に地方議会はどう向き合うのか

講師：池上 洋通氏 (「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)



コロナ禍をきっかけに、一気に明るみに出てきた地方自治体の政策課題—保健医療、福祉と在宅介護、ギリギリの学校教育・社会教育の現場、生活保護・貧困者が急増して自殺者が急増…。そして、国による「デジタル改革」と「土地利用規制改革」などの押し付け。この状況のなかで地方議会は何をしなければならぬのか、その基本から問ひかけ、学び合います。「地方議会のあるべき姿を探求するシリーズ講座」の第1回目です。

講師は、自治体職員の経験を持ち、全国1000カ所を超える自治体からの招請を受けて、現場的・理論的な研究学習活動を展開してきました。

◆池上 洋通 (いけがみ ひろみち)

■1941年静岡県生まれ。講師は自治体職員、研究機関常勤役員、千葉大学教育学部非常勤講師(社会教育原論)などの経験を持つ地方自治理論・政策の実践的研究者。著書・論文は地方自治体論をはじめとして、保健医療、社会福祉、教育、防災など、自治体政策の全分野にわたります。

■単著・共著 『シリーズコロナと自治体5 「学び」とめない自治体の教育行政』(2021年、自治体研究社)、『いのちを選ばないで』(2019年、大月書店)、『生きたかった—相模原障害者殺傷事件が問ひかけるもの』(2016年、大月書店)、『市民立学校をつくる教育ガバナンス』(2005年、大月書店)、『人物でつづる戦後社会教育』(2015年、国土社)、『大震災 復興へのみちすじ』(2011年、自治体研究社)、『ここから始める地方議会改革』(2007年、自治体研究社)、『市町村合併 これだけの疑問』(2001年、自治体研究社)他多数。

◆グループワーク 13:15~14:55 (100分)

オンラインでグループごとに、少人数に分かれて、  
テーマに沿ってグループワークを行います。

◆まとめ・全体にわたる質疑応答 15:10~16:40 (90分)

◆閉会のあいさつ 16:40~16:50

## 「議員の学校」に私も参加しました!



茨城県阿見町議会議員  
公明党  
川畑 秀慈



東京都稲城市議会議員  
稲城・生活者ネット  
村上 洋子



埼玉県北本市議会議員  
立憲民主党  
今関 公美



福島県矢吹町議会議員  
無所属  
青山 英樹



埼玉県吉川市議会議員  
日本共産党  
雪田 きよみ



# 議員の学校

## 申込み方法

◆定員：85名

下記の申込書をFAX,またはe-mailでお送りください。多摩研ホームページの[申込フォーム]からもお申込みいただけます。

FAX: 042-514-8096

e-mail: tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp

URL: <http://www.tamaken.org/>

※複数名でお申込みの場合でも、全員分の下記項目を必ず明記の上、お申込みください。

・お名前 ・emailアドレス ・携帯番号(電話番号)



FAXまたはメールで受講申込みを受け付け次第、受講案内、郵便払込用紙、宿泊施設案内等をお送りします。

### オンライン参加費 (表示価格はすべて消費税込)

◆1 講義

- \*都道府県・政令市議会議員……………10,000円
- \*上記以外……………7,000円

◆全参加

- \*都道府県・政令市議会議員……………30,000円
- \*市議会議員……………18,000円
- \*町村議会議員・被災地議会議員……………10,000円  
(東日本大震災被災地：岩手県、宮城県、福島県)
- \*多摩住民自治研究所会員(議員)……………15,000円
- \*市民……………3,000円

※ご宿泊はご自身でお手配ください。

## 多摩研 第43回 議員の学校 参加申込書

■ 氏名(ふりがな)

■ 領収書の宛名(政務活動費をお使いの方は正確にご記入ください)

■ 住所 〒

■ 電話

■ FAX

■ 携帯電話

■ 今後の多摩研の催しのご案内

e-mail  FAX  郵送  希望しない

■ e-mail ※添付ファイルを受信できるPC等のアドレスをご記入ください。

@

お申込み内容(必ずいずれかに✓を入れてください)

◆全参加(集中講義、実践報告、シリーズ講義〈1〉、グループワーク)

- 都道府県・政令市議会議員…………… 30,000円
- 市議会議員…………… 18,000円
- 町村議会議員
- 被災地(岩手県・宮城県・福島県)議員……………10,000円
- 多摩住民自治研究所会員(議員)……………15,000円
- 多摩住民自治研究所会員(議員以外),市民… 3,000円

◆集中講義に参加

- 都道府県・政令市議会議員……………10,000円
- 上記以外……………7,000円

◆実践報告と提言に参加

- 都道府県・政令市議会議員……………10,000円
- 上記以外……………7,000円

◆シリーズ講義〈1〉に参加

- 都道府県・政令市議会議員……………10,000円
- 上記以外……………7,000円

◆グループワークへの参加

(必ずいずれかに✓を入れてください)

参加する  参加しない

# 調査・研修等報告書

令和 3年 8月 3日

瀬戸市議会議長 様

議員名 新井 亜由美 

政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和 3年 8月 3日から 8月 3日まで (0泊1日)
調査先・研修名	第43回議員の学校
会場名 (会場所在地)	自宅にてZ o o m参加
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	1. 集中講義 「デジタル改革関連法と地方自治・地方議会のこれから」  デジタル庁の創設・デジタルトランスフォーメーション(DX)により、これから何が起こるのか、地方自治がどう変化していくのかを学び、議会として取り組むべき課題をつかむ。
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
1. 集中講義 「デジタル改革関連法と地方自治・地方議会のこれから」  今年5月に、デジタル改革関連法案が成立したが、関連する法律は63個もあり、自治体の個人情報保護法のあり方が大きく変わり、これまで通りに機能しなくなる恐れがある。  そもそも、デジタルトランスフォーメーション(以下DX)は、自治体のデジタル化が目的ではなく、経産省が企業に対して「データとデジタル技術を駆使することで、これまでの企業形態から新しく変化していく時だ!」とDXを促したのが始まりである。  4月にデジタル庁を設置し、5月には「デジタル社会形成基本法」を制定し、9月	

から施行する予定だが、このことにより「デジタル社会」が法律上の概念として初めて規定され、今後のデジタル改革に大きな影響を及ぼすことになる。

デジタル庁は、内閣総理大臣がトップで、その下にデジタル大臣を置き、内閣の補助事務を担う内閣官房と並び大きな権限を持つことになる。警視庁や警察庁とも直結しており、国家の意思決定の重要な部分、内閣の重大政策を担う位置に創設された。このように大変重要な位置にあるデジタル庁に、民間から職員が派遣されることになるが、民間は人事異動もあり人が「入れ替わり立ち替わり」出入りするようになる。

現状、企業が個人情報を取り扱うためには、約 2000 個の問題が生じるため、それを解消しなければ「企業形態を新しく変化」させるためのDXが推進できず、個人情報保護法を見直すことになった。官・公・民の法律を一元化し民間ベースに引きつけて変換されたが、これまで地方公共団体が整備してきた個人情報保護の体制の方が手厚く個人情報を守っているため、この矛盾を指摘する憲法学者もいる。

国が地方情報システムを一元的に支配することになるがそれは「手続き」についてであって、「内容」については一元化するとはしていないため、自治体が独自に政策を立てて、主体的に取り組み実現していくことが重要である。

「トランスフォーメーション」は「チェンジ」とは違い、国は資本主義の生き残りの戦略「この社会のかたちをかえる」ことを目指しており、基本的人権の価値をも変えてしまうことになり「選別と犠牲」が強まり、「富の再分配」の仕組みも崩していくことになる。

地方公共団体は、「住民の個人情報を利活用して個人の利益を保護する」ことが本当にできるのか、見極めながら地方自治の根幹を崩すことのないよう慎重にすすめていく必要があると考える。